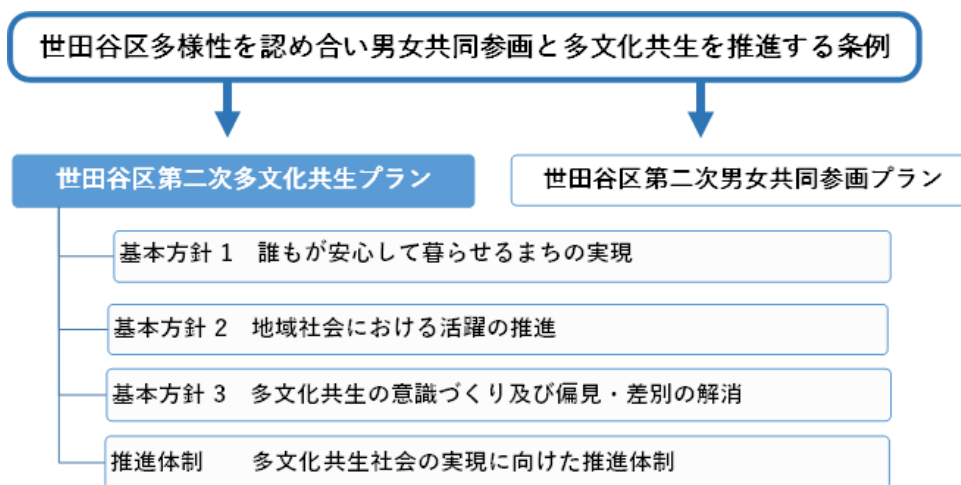


令和7年度(2025年度)世田谷区第二次多文化共生プラン 取組み状況報告書（概要版）

令和8（2026）年9月 世田谷区生活文化政策部文化・国際課

「世田谷区第二次多文化共生プラン」について（本編 p.1）

「世田谷区第二次多文化共生プラン（以下、「第二次プラン」という。）」（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）は、多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第9条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



第二次プランの体系（本編 p.1、4）

第二次プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまちせたがや」という基本理念のもとに3つの基本方針を掲げています。

第二次プランの進行管理と取組み状況報告について（本編 p.1）

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、第二次プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

数値目標（本編 p.1、5～8）

（1）多文化共生の推進に向けた数値目標（「世田谷区民意識調査」※1、「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」※2による把握）

調査項目：多文化共生が進んでいると思う区民の割合				
第二次プラン 策定時（2023年度）	前回の調査 （2025年度）	直近の調査 （2026年度）	目標値 （2025年度末）	目標値 （2027年度末）
37.7%	46.2%	41.1%	50%	55%以上

（2）重点施策に基づく数値目標

①「世田谷区民意識調査」※1、「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」※2による把握

調査項目：外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合【重点②】				
第二次プラン 策定時（2023年度）	前回の調査 （2025年度）	直近の調査 （2026年度）	目標値 （2025年度末）	目標値 （2027年度末）
15.6%	14.9%	12.3%	25%	30%以上

調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2025 年度）	直近の調査 （2026 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
31.1%	29.2%	29.0%	40%	45%以上

②「外国人アンケート調査※3」、「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査※4」による把握

調査項目：外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合【重点①】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2025 年度）	直近の調査 （2026 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
52.5%	49.4%	44.6%	65%	75%以上

調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2025 年度）	直近の調査 （2026 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
42.6%	44.3%	31.2%	50%	55%以上

※1 世田谷区区民意識調査（2023 年度、2025 年度調査）

区内在住の満 15 歳以上の方（外国人区民含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：5,000 名）

※2 世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査（2026 年度調査）

区内在住の満 15 歳以上の日本人区民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為抽出した 5,000 名に対し、多文化共生に関する項目についてアンケートを実施。

※3 外国人アンケート調査（2023 年度、2025 年度調査）

区内在住の 15 歳以上の外国籍区民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：1,000 名）

※4 世田谷区における外国人区民の意識・実態調査（2026 年度調査）（※以下、「意識・実態調査」という）

区内在住の 15 歳以上の外国籍区民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：2,000 名）

【数値目標に対する評価と課題】（本編 p.6）

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」による把握 ※P7 参照）

「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 3.4 ポイント上昇したものの、前回調査時（2025 年度）より 5.1 ポイント減少し、41.1%となった。
- ・今回調査では、設問文に「多文化共生」の定義を明記し、「全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと」と具体的に示した。そのため、回答者が多文化共生の意味をより正確に理解した上で回答した結果、前年度より厳しい評価となった可能性が考えられる。
- ・引き続き関係各課と連携しながら多文化共生施策を推進していくとともに、多文化共生の理念や取組みについて区民への周知を強化し、意識醸成を図る必要がある。

(2) 重点施策に基づく数値目標（「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」による把握 ※P7 参照）

重点②「外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 3.3 ポイント、前回調査時（2025 年度）より 2.6 ポイント減少し、12.3%となった。
- ・『外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合』は 1 割強にとどまり、依然として低い状況に

ある。一方で、『わからない』と回答した割合は 5 割を超えており、そもそも地域活動へ参加していない日本人住民も多く、外国人等の地域活動への参加状況について日本人住民が認識する機会が十分ではないことがうかがえる。

- ・また、「意識・実態調査」と併せて実施した外国人住民へのヒアリング調査の結果、地域活動に関する情報発信が十分ではなく、情報が適切に届いていない実態が明らかとなった。引き続き、せたがや国際交流センター等と連携しながら、外国人住民に対する継続的な情報提供・働きかけを図り、地域活動への参加を促進していく。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・指標は 29.0%となり、前回調査時（2025 年度）の 29.2%とほぼ同水準で推移した。
- ・外国人住民の増加や国際化の進展が続く中で、外国人に関するインターネット上での様々な言動や報道等を通じて形成される社会的な印象の影響もあり、数値が横ばいであったと考えられる。
- ・引き続き、多文化理解講座や多文化共生リーフレット等の活用を通して区民への理解促進・意識啓発を行うとともに、外国人住民と日本人住民が相互理解を深める機会の充実を図り、多様性を尊重する地域社会づくりを進める必要がある。

(3) 重点施策に基づく数値目標（「世田谷区における外国人区民への意識・実態調査」による把握 ※P8 参照）

重点①「外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 7.9 ポイント、前回調査時（2025 年度）より 4.8 ポイント減少し、44.6%となった。
- ・今年度実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」は次期プラン改定の基礎資料となることから、回答についてより精度の高い分析を行うため、選択肢に新たに『どのような支援があるか知らない』を追加した。これにより、外国人住民に対する制度の利用状況だけでなく、制度の認知度についても把握することができ、支援制度に関する周知の課題をより明確に分析することができた。
- ・今回、この選択肢を追加し、『どのような支援があるか知らない』の回答が 3 割と最も高かったことから、支援制度や相談窓口に関する情報が外国人住民に十分に届いていない状況がうかがえる。外国人住民に情報が適切に届くよう、多言語での情報発信や相談窓口の周知等を強化していく必要がある。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 11.4 ポイント、前回調査時（2025 年度）より 13.1 ポイント低下し、31.2%となった。
- ・前回調査時よりも大きく減少している要因としては、（2）重点③と同様に、日本社会全体における外国人等への印象が、実体験だけでなくインターネット等を通じた様々な言動に対する受け止め方に影響している可能性が考えられる。
- ・引き続き、多文化理解講座や交流イベント等の取組みの周知と参加促進を図るとともに、外国人住民と日本人住民の相互理解の促進に取り組む必要がある。

<参考>プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き（本編 p.9~11）

国の動き

- ・出入国管理及び難民認定法改正（平成 31(2019)年 4 月）
- ・日本語教育の推進に関する法律成立（令和元(2019)年 6 月）
- ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和 2(2020)年 7 月）
- ・外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）開所（令和 2(2020)年 7 月）
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（令和 2(2020)年 8 月）
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（令和 2(2020)年 9 月）
- ・「日本語教育の参照枠」の報告（令和 3(2021)年 10 月）
- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（令和 4(2022)年 6 月）
- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立（令和 5(2023)年 5 月）※令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行
- ・出入国管理及び難民認定法改正（令和 6（2024）年 6 月）
- ・特定技能基準省令の一部改正・施行（法務省）（令和 7（2025）年 4 月）
- ・「外国人との秩序ある共生社会推進室」の設置（内閣官房）（令和 7（2025）年 7 月）
- ・「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」関係閣僚会議決定（令和 8（2026）年 1 月）

東京都の動き

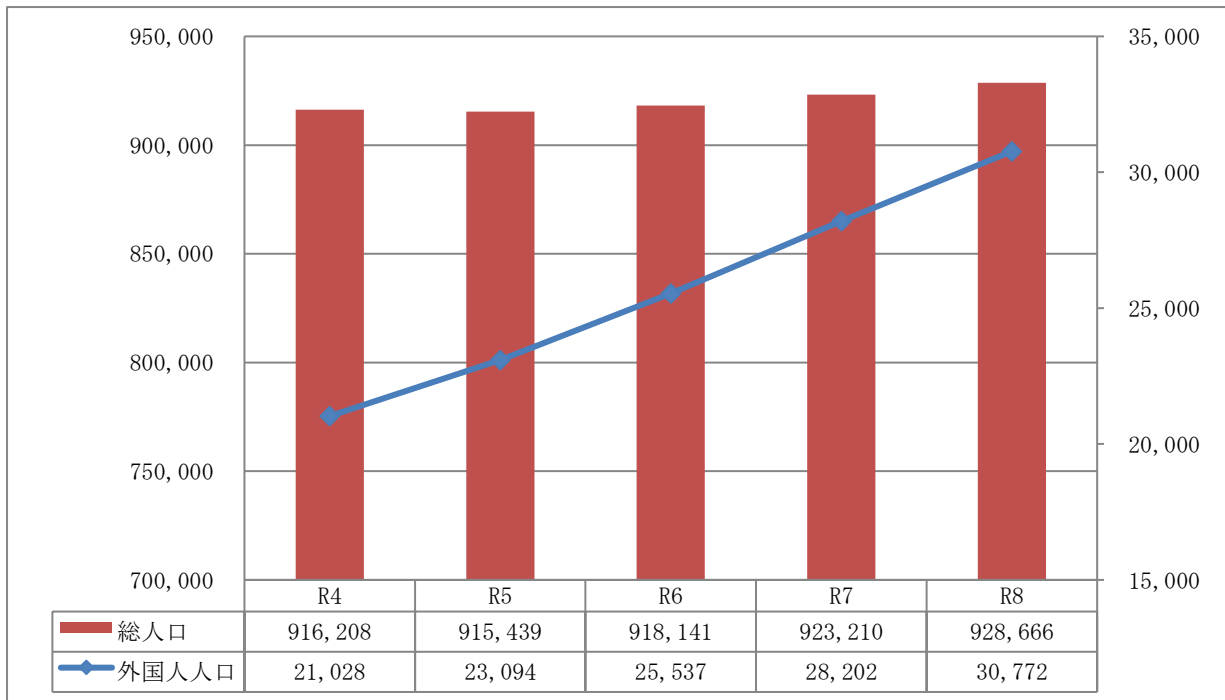
- ・東京都つながり創生財団設立（令和 2(2020)年 10 月）
- ・「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定（令和 5(2023)年 3 月）
- ・「東京都多文化共生推進指針」の改定（令和 7(2025)年 6 月）

- ・国に対する「総合的対応策に関する要望」の実施（令和 8（2026）年 3 月）

世田谷区の動き

- ・（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））開設（令和 2（2020）年 4 月）
- ・東京外国人支援ネットワークへの加盟（令和 3（2021）年 11 月）
- ・「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置（令和 4（2022）年 3 月）
- ・「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定（令和 6（2024）年 3 月）
- ・特定技能制度における地域の共生施策に関する連携（令和 7（2025）年 4 月）

＜参考＞ 区内在住外国人数過去 5 年間の推移（本編 p.13）



[各年 1 月 1 日時点]

■ 施策に基づく具体的な取組み ■

基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現

（1）日本語支援の充実（本編 p. 16～17）

…外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 「外国人向け日本語教室」において、講義時間と回数の見直し等により、受講修了までの継続的な学習支援をすることができた。また、日本語教室受講者と「せたがや日本語サポーター講座」受講者の交流イベントを開催し、学習内容の実践機会及び住民同士の交流機会を提供することができた。
- 区ホームページにおいて、オンラインで日本語学習ができるサイトの紹介ページを新たに作成し、外国人住民への分かりやすい情報提供を行った。今後、意識・実態調査（令和 8 年度実施）において外国人住民の日本語学習の実態やニーズを把握し、さらなる日本語支援の充実を図っていく。

（2）行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進（本編 p. 18～23、p. 60～61）

…外国人等が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 「やさしい日本語」研修の受講対象者数を拡充し、より多くの職員への「やさしい日本語」の普及啓発を図ることができた。また、若者施設でのイベントちらしの多言語対応化を図るなど庁内各課の多言語化を前進させた。今後、庁内各課におけるチラシ等の更なる多言語化を進め、日本語が分からない区民にも分かりやすい情報発信に努めていく。
- 「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」については、庁内における多言語・「やさしい日本語」対応の指針となるよう、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討する必要がある。

（３）生活基盤の充実【重点】（本編 p. 24～29）

…外国人等が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- タブレット端末による多言語通訳サービスは、窓口等において積極的に活用されており、利用実績が大幅に増加した。今後、外国人来庁者の更なる増加が見込まれるなかで、通訳タブレットを適切に配置することで、外国人住民に寄り添った対応ができる体制の強化に取り組んでいく。
- せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の来館者数は増加傾向にある。今後、意識・実態調査においてクロッシングせたがやの認知度向上やニーズの把握に努め、外国人住民が気軽に立ち寄ることができる場所として運営していく。

（４）災害等に対する備えの充実（本編 p. 30～33）

…平常時から外国人等に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 「外国人向け防災教室」を地域で日本語支援を行うボランティア団体（地域日本語教室）や総合支所地域振興課と連携しながら実施している。地域日本語教室との連絡会において、外国人住民に向けた防災知識の普及啓発に関する現状や課題把握に努めるとともに、「やさしい日本語」を積極的に活用し外国人住民にも理解しやすい防災教室の開催に努めていく。
- 災害時に外国人住民が正確に情報を受け取り適切な行動がとれるよう、多言語化等による分かりやすい情報発信が重要となる。

（５）ICTを活用した環境整備（本編 p. 34～37）

…情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人等も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 外国人住民向けページにおいて、「やさしい日本語」を活用し、日本語学習や通訳サービスなど外国人住民にとって必要性の高い情報について分かりやすい情報発信を行うことができた。引き続き、国や東京都等の関係機関の情報収集を適宜行い、外国人住民が適切な情報を得られるよう工夫していく。
- 区刊行物のデジタル配信ツールの多言語対応を拡充することで、外国人住民が情報を取得しやすい環境づくりを目指す。

基本方針２ 地域社会における活躍の推進

（１）多文化共生の地域交流促進（本編 p. 38～41）

…地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人等が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 様々なイベントを通じ、日本人住民と外国人住民の交流の場を提供することができた。クロッシングせたがや実施の「まち歩きツアー」では、商店街のお店や交番などを訪問しながら散策することで、参加者同士だけでなく地域住民との交流も生まれ、相互理解や共生意識の向上につながった。
- 引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や関係機関と連携しながら事業を実施することで、外国人住民向けの周知を更に強化し、双方が参加しやすい環境づくりを進めていく。

（２）地域活動への参加促進【重点】（本編 p. 42～43）

…外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 「外国人との意見交換会」において、『外国人住民の地域活動への参加促進』をテーマに設定し、実際に地域で生活している当事者の視点から、さまざまな意見や課題、要望を聞くことができた。
- 町会・自治会を含む地域活動への参加に関する現状や課題については、意識・実態調査を通じて把握していくとともに、引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民がイベントやボランティア活動等を通して地域社会に参加・活躍できる仕組みづくりを検討していく。

（３）区政への参画推進（本編 p. 44～45）

…区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴

いていきます。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 外国人住民の意識や意見を把握する機会として、外国人アンケート調査や「外国人との意見交換会」を実施した。外国人アンケート調査は、送付封筒の工夫などにより、令和6年度よりも回収率を大きく向上させることができた。
- 令和8年度は、意識・実態調査の実施により外国人住民の生活状況や区政に対するニーズ等を把握・分析し、次期プランの施策検討に活用していく。さらに、外国人との意見交換会やヒアリング調査を通じて当事者の声を直接把握し、区政への参画意識も向上を図る。

基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

（1）多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】（本編 p. 46～55）

…多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 令和6年度に作成した多文化共生啓発リーフレットの多言語化及び各施設への配架により、広く区民に対して多文化共生の意識啓発を図ることができた。リーフレットについては、区民が考えた「多文化共生のキャッチコピー」が反映されており親しみやすい内容となっているため、イベント等の様々な機会を捉え広く周知・啓発を図っていく。
- 多文化理解講座やにほんご交流会、せたがや国際メッセなど区民が多様な文化に触れるイベント等を実施し、多文化共生の意識醸成に努めていく。

（2）学校教育における多文化共生に関わる教育の推進（本編 p. 56～57）

…幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象とした外国語教育の充実など、国際理解教育に加え、学校において人権尊重の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 計44名の児童・生徒が姉妹都市3市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、国際理解・多文化共生意識を深めることができた。また、学校においては、児童・生徒に対する国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修を行い、各園・各校における計画的な指導につなげることができた。
- 引き続き、海外派遣・受入や学校等における各取組みを通して、児童・生徒の意識醸成に努める。

（3）多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実（本編 p. 58～59）

…多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 国際平和交流基金助成においては、新規団体の申請もあり、多文化共生や外国人支援を目的とした活動のスタートアップ支援を行うことができた。引き続き、助成事業を通して多文化共生・国際交流団体の活動の活性化を図る。
- せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）においては、区内で活動する国際協力団体と連携した事業の実施により、区民と団体をつなげることができた。

（4）不当な差別的取扱いへの対応（本編 p. 58～59）

…多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

- 男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申立ては0件であった。制度が適切に活用されるよう、委員会のあり方や周知等について検討していく。

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見（本編 p. 62）

（令和8年7月23日 部会開催）

【基本方針1 誰もが安心して暮らせるまちの実現】

- ・ボランティアによる地域日本語教室では、会場確保などの様々な課題も存在していると思われる。「今後の取組み」の中では、情報収集・課題把握だけでなく、ボランティア活動に対する支援の拡充についても言及できると良い。
- ・「やさしい日本語」普及のためには、窓口だけでなく、日常の買い物やレジャーなどのシーンでの活用がより効果的だと思われる。地元の商工会議所や商店街と連携し、物販や外食、サービスといった分野で働く従業員向けの研修の実施や、テキストの作成・配布等を検討してもらいたい。

- ・「やさしい日本語」の取組みにおいて、日本語を母語としない人の声を聴く機会があるといい。たとえば、職員研修に外国人住民を招き、実体験や要望を話してもらったり、演習で作成した「やさしい日本語」が実際に伝わっているかについて意見や感想をもらったりすることができれば、より外国人住民への理解が進むと思う。
- ・せたがや国際センター（クロッシングせたがや）は、認知度も高まり、各団体と連携したイベントなど年々充実していることがみてとれた。区の多文化共生施策との連動に加え、日本人住民と外国人住民が一緒に地域をつくる視点を大切にすることで、多文化共生の取組みが広がると思う。
- ・行政が担う日本語支援は、単なる語学教育ではなく、地域生活や交流につながる初期段階の生活日本語支援として明確に位置づけられれば良い。
- ・ホームページで粗大ごみの出し方について多言語による情報発信を行っている点は評価できる。一方で、ごみに関する情報は日常生活に直結する重要なものであるため、ホームページに上手くアクセスできない外国人住民へも必要な情報が届くようにできればよい。

【基本方針2 地域社会における活躍の推進】

- ・「外国人ボランティア」の実績は、実際の活動状況に比べて狭く捉えられている可能性がある。区の事業におけるボランティアだけでなく、範囲を広く捉え、地域活動などにおける外国人住民本人の積極的な参加・参画を幅広く把握することができれば良い。
- ・アンケート回収率向上に向けた工夫（封筒の改善、礼状兼督促はがきの送付等）は評価できる。今後も外国人住民の声を幅広く把握するため、調査手法の改善を継続してほしい。
- ・外国人住民の地域活動への参加意向および町会・自治会への加入状況等について、区として実態把握を進められると良い。

【基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消】

- ・帰国児童生徒や外国籍・外国にルーツのある児童生徒など、学校ではすでに多様な文化や価値観をもつ人がともに学んでいる。国際理解から一歩進み、多様な人々が違いを認め合う視点を大切にすることを取組みに入れられれば良い。
- ・多文化共生リーフレットを外国人住民と協働して作成した点は評価できる。今後はリーフレットの認知度や効果を把握しながら、さらなる周知を進めてほしい。
- ・多文化共生や男女平等などに関する人権教育・研修は実施されているものの、意識啓発の観点からは課題もあると思うため、引き続き取組を強化していく必要がある。